◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（政令第二九三号）（文部科学省）

1　災害共済給付契約に係る高等学校及び高等専門学校の生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により故意に死亡したとき等は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが当該死亡等に係る災害共済給付を行うこととした。（第三条第七項ただし書関係）

2　この政令は、公布の日から施行し、平成二八年四月一日から適用することとした。

◇私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（政令第二九四号）（文部科学省）

1　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、私立学校教職員共済制度の加入者としない者を定めることとした。（第一条の二関係）

2　所要の経過措置を設けることとした。（附則第二条及び第三条関係）

3　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九五号）（国土交通省）

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第三六号）の施行期日は、平成二八年一〇月一日とすることとした。

◇流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二九六号）（国土交通省）

1　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行令の一部改正関係

(一)　経済産業大臣の権限のうち、一の都道府県の区域内のみで行われる中小企業流通業務総合効率化事業に係る権限に属する事務については、当該区域を管轄する都道府県知事が行うこととした。（第六条関係）

(二)　地方支分部局の長への権限の委任

(1)　国土交通大臣の権限のうち、一の地方運輸局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限（貨物軌道事業に係る権限及び港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係る権限を除く。）は、当該区域を管轄する地方運輸局長に委任することとした。（第七条第一項関係）

(2)　国土交通大臣の権限のうち、一の地方整備局又は北海道開発局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限のうち、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係る権限は、当該区域を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長に委任することとした。（第七条第二項関係）

(3)　経済産業大臣の権限のうち、一の経済産業局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限（中小企業流通業務総合効率化事業に係る権限を除く。）は、当該区域を管轄する経済産業局長に委任することとした。（第七条第三項関係）

(4)　農林水産大臣の権限のうち、一の地方農政局の管轄区域内のみで行われる流通業務総合効率化事業に係る権限は、当該区域を管轄する地方農政局長に委任することとした。（第七条第四項関係）

2　施行期日

この政令は、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二九七号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第四項の政令で定める国際希少野生動植物種として、オオメダイチドリ等を追加等することとした。（別表第二関係）

2　法第六条第二項第三号の政令で定める譲渡し等を規制する卵として、1のオオメダイチドリ等の卵を追加等することとした。（第二条関係）

3　この政令は、平成二八年一〇月一日から施行することとした。

◇大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二九八号）（環境省）

大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四一号）の施行期日を平成三〇年四月一日（水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日が平成三〇年四月一日後となる場合には、当該条約が日本国について効力を生ずる日）とすることとした。

◇大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（政令第二九九号）（環境省）

1　大気汚染防止法（昭和四三年法律第九七号）第一八条の三二の要排出抑制施設を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二七年法律第四一号）の施行の日から施行することとした。

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇〇号）（厚生労働省）

1　平成二九年度における介護保険料率の算定に関する基準の特例として、介護保険料の額の算定に当たって所得税に係る譲渡所得の特別控除額を勘案することができることとした。（附則第一九条及び第二〇条関係）

2　この政令は、平成二九年四月一日から施行することとした。

◇出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三〇一号）（法務省）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二六年法律第七四号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年一一月一日とすることとした。

◇出入国管理及び難民認定法施行令の一部を改正する政令（政令第三〇二号）（法務省）

1　特定登録者カードの交付に係る手数料を二、二〇〇円、特定登録者カードの再交付に係る手数料を一、一〇〇円とすることとした。（第七条関係）

2　この政令は、平成二八年一一月一日から施行することとした。

◇規制改革推進会議令（政令第三〇三号）（内閣府本府）

1　規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、委員一五人以内で組織することとした。（第一条関係）

2　その他会議の運営等に関する所要の規定を置くこととした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。